

観峰館蔵 何紹基 《楷書八言対聯》

瀬川敬也

緒言

令和三年夏、観峰館において館蔵の何紹基（一七九九～一八七三）作品二〇件を展覧したが、うち一件に関して、準備段階の調査で、作品の諸情報から制作年の特定が可能と判明した。何紹基は多作であり、伝世作品も少なくないが、そのほとんどに制作年の記載がなく、制作時期の特定は、書風など間接的な情報からなされることが多い。実際、出陳した二〇件のうち、制作年が明記されているのは、わずかに二件である。しかし、当該作品に関しては、上下款の記載内容を精査すれば、何紹基と交際のあった人物たちの動向を通じて、さまざまな情報を得ることができる。本論では、当該作品の制作背景を辿るとともに、書風や旧蔵者もあわせて考察する。

作品情報

資料番号…4A-0725

資料名…楷書八言対聯（本論では《鳳誥対聯》と称する）

形状…対聯

材質…吉祥紋紅染蠟箋

本紙法量…各一六五・七×四〇・二cm

积文

■題簽

蝮叟楷書八言上 晩年精品
蝮叟楷書八言下 瓶齋秘笈

■本紙【図1】

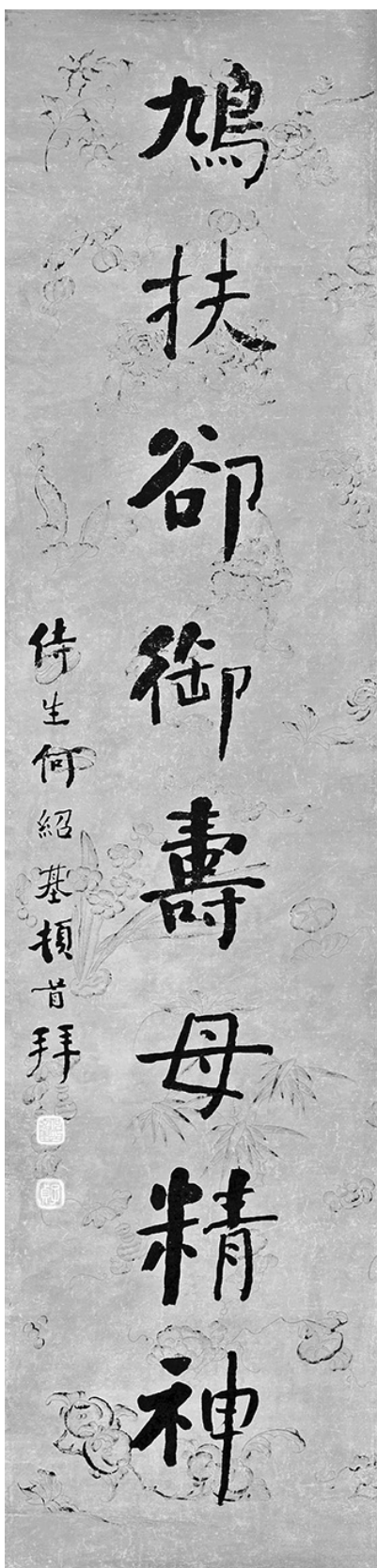
- ・ 上款
恭祝誥封夫人舒母羅太夫人八秩栄慶
- ・ 本文
鳳誥頻膺高門福祿
鳩扶卻御寿母精神
- ・ 下款
侍生何紹基頓首拜
- ・ 印記
「何紹基印」（朱文方印・貼印）【図2】
「子貞」（白文方印・貼印）【図3】
「茶陵譚光鑑藏書画記」（朱文）

第1章 作品の制作時期と背景

本作は、吉祥文様が施された紅染の蠟箋に吉祥句が揮毫されており、一見して慶事に制作されたことがわかるが、上款には「羅太夫人」の「八秩」すなわち八十歳を祝って贈られたとある。この点に關して、何紹基の「徐笏亭先生暨配羅太夫人八十双寿叙」（『東洲草堂文鈔』卷一五寿叙、以下「八十双寿叙」とする）と題する一文に



【図1】何紹基《鳳誥對聯》



【図2】「何紹基印」(25×25mm)



【図3】「子貞」(26×25mm)

も「羅太夫人」とあり、またそこからは、何紹基と徐氏一族との交流の一斑が垣間見える。以下、長文ではあるが引用する。

徐笏亭先生暨配羅太夫人八十双寿叙

余昔応南闈試、旅寓長沙、草笠芒鞋、尋碑訪古、殆無虛日、劉廿文語余曰、吾党有徐君者、勤肄書、能取藏先賢墨蹟、子亦欲見之乎、余欣然偕往、適遇雨、持傘造門、庭院蒼苔滑澀、不能涉履齒、主人肅客入、煮茗快談、洒掃潔清、詞氣詳雅、蓋即我笏亭先生也、既出帖画數事、共賞析、令幼子出見、年十五六、恂恂侍立、已作擘窠書、莊重開拓、落筆不凡、藉知其門風之善庭誥之肅、心愛敬之、逮歲甲午、哲嗣雲渠以優行貢成均、吾弟子敬拳鄉試、為同年、乙未、先生女夫張雨農捷札闈、雲渠考取官學教習、皆出先文安公門下、雲渠旋雋秋試、又与余為同年、同官京師、朝夕諧際、益習聞先生視躬督家、善処鄉里、並哲配羅夫人孝姑敬夫、躬率子婦修内職、仲嗣兪臣、隱居侍奉、見義必為、匍匐一室、所以著令聞於桑梓者甚備、雲渠者、即能作擘窠書之童子也、入詞林、改官内閣、日習院体書、書未能進於古、余甚惜之、又數年、哲孫壽衡為庶常、余為教習師、其作官韻賦甚敏捷、議論通達朗弁、侃侃有条理、以廷試高等、由編修擢宮允、典試西川、咸豐壬子、余奉命督蜀學、壽衡亦視學山左、同門饒兩人於謝公祠、諄拳而別、蓋尊庭種德之厚、食報之榮、及与余通家交契、次第嬋媿、量矩重規、若有固結而不可解者如此、余既以言事謫官、蕭散游恣、今暫入春明、觚稜在望、未獲重与国論、壽衡已歷踐華資、以閣學撰少司馬、派修玉牒、声光炳然、譽望日起、余自分投閑、喜後賢能自樹立、造詣遠大、為朝廷慶、不独為尊庭慶也、今夏四月、壽衡為其祖父母拳八十之觴、鄉之

人咸詠歌之、属余一言為叙、辭之曰、不為介嘏之文久矣、繼而思余与先生以論書訂交、年世誼雅、皆其後焉、顧不相見者、忽忽三十餘寒暑、麝煤鼠尾、彼此進境何似、古來能書者多享大年、余亦曠届六十矣、即日婦隱湘山、扶杖過從、益相与抵掌古今書勢、真硯不毀、真手不壞、其為愷康怡豫、蓋未有竟也、若夫綰綽麋壽之詞、所以于喁偕老之福者、有諸君子鴻筆雅才在、知非先生所願聞於余也

「八十双寿叙」は、徐笏亭とその妻である羅氏がともに八〇歳を迎えた「双寿」を祝賀するにあたり、何紹基が、自身と徐氏一族との交流を回顧して記したものであり、ここに登場する「羅太夫人」こそが、《鳳誥対聯》の上款に記された贈り先であると考えられる。ただ、「八十双寿叙」には、「今夏四月」と記されるのみで、年号に触れられていない。そこで、湖南出身の官僚であった李寿蓉（一八二五～一八九五）が、同じく徐笏亭・羅氏夫婦の八〇歳を祝賀して記した「寿徐笏亭先生八十双寿」という一文を見ると、

天子在位七載、歲丁巳……夏四月乙巳、伯澄南鄉奉卮酒為大父母寿

天子位に在ること七載、歲丁巳……夏四月乙巳、伯澄南郷して卮酒を奉じ大父母の寿を為す。

とあり、この慶事が咸豐七年（一八五七）に徐樹銘（後述）によって執り行われたことが知られる。⁴《鳳誥対聯》が、間違いなくこれらの記事で触れられている「羅太夫人」の八〇歳の祝賀に揮毫され

たものであるとすれば、本作の制作年は、おのずと咸豊七年、何紹基数えて五九歳の時となる。この点、何紹基自身も「八十双寿叙」において、

余亦曠届六十矣

余も亦た曠に六十に届かんとす。

と述べている。では、何紹基と徐氏一族とはどのような関係があり、どのような経緯から《鳳詒対聯》は制作されたのであろうか。以下では、おもに「八十双寿叙」の内容からその点を追い、あわせて作品に見える情報と照らし合わせる。

まず、「八十双寿叙」の主人公である徐笏亭であるが、これは徐国摺のことである。徐国摺⁽⁵⁾(一七七八〜一八六三)は、字を子覲、号を笏亭、別号を緑蔭居士、室名を緑蔭草堂・梅花書屋といい、湖南長沙の人。蔵書に富み、書を善くした。そして、その夫人が「哲配羅夫人」すなわち羅氏であった。何紹基と徐国摺の出会い、

余昔応南闈試、旅寓長沙

余、昔南闈の試に応じ、長沙に旅寓せり。

とあるように、何紹基が湖南の郷試に応じた道光元年(一八二二)のことである⁽⁶⁾。ただ、その後の交流は、

年世誼雅、皆其後焉、顧不相見者、忽忽三十餘寒暑

年世の誼雅は、皆な其の後なり。相い見えざるを顧れば、忽忽として三十餘寒暑たり。

と、徐国摺自身とはなく、その後裔たちとであり、徐国摺とはその後三〇年あまり出会っていないと告白している。では、何紹基が実際に交流していた人物は誰であつたらうか。「八十双寿叙」では、徐国摺との邂逅の席で、当時十五、六歳の少年が大字を揮毫するのを目にしたことに触れるが、この少年が、後段で「雲渠は、即ち能く擊窠の書を作すの童子なり」と述懐するように、徐榮⁽⁷⁾であつた。徐榮(一八一〜一八九六)は、字を芸渠(「八十双寿叙」は雲渠とする)、号を養性居士・養心居士といい、徐国摺の第四子。この徐榮と何紹基とは後年、

乙未……雲渠旋雋秋試、又与余為同年

乙未……雲渠は秋試に旋雋し、又た余と同年と為る。

と、道光十五年(一八三五)にともに郷試に合格して挙人となり⁽⁸⁾、さらに時を経て、

同官京師、朝夕諧際

官を京師に同じくし、朝夕諧際す。

と、科挙及第後に京師で「同官」として日々交流することになる。この「同官」とは、何紹基が翰林院編修であつた時期⁽⁹⁾と重なる、徐

葵が翰林院庶吉士を授かった道光二一年（一八四一）以降の頃と考えられる。そして何紹基と徐氏一族の交流は、実質的には何紹基と徐葵の官界での関係を中心としていたようである。この点、《鳳誥対聯》の上款に「恭祝誥封夫人舒母羅太夫人八秩荣慶」と記すように、「舒母」や「太夫人」という呼称を用い、徐葵の母親を祝賀することを強調していることも、このような事情を反映しているであろう。

次に、作品の上款に「誥封夫人」と記されている点に触れる。誥封とは、文武官僚の配偶者や父母・祖父母など親族に官職や称号を恩典として与えることで、五品官以上の官僚を対象にしたものは、誥命によって親族を封じることから、誥封と称される¹¹。そして「誥封夫人」は、一品の誥命を授かった婦人の称号である。そこで曾熙（一八六一〜一九三〇）が記した「光禄大夫漁臣徐公家伝」（『春在堂稜文三編』巻二）という一文を見ると、

公諱夔、字兪臣、別字漁臣、姓徐氏……曾祖諱雲上、妣何、祖諱光楚、妣羅、考諱国搢、妣羅、以公長子樹銘官、曾祖考妣贈二品、自祖考妣至於公与夫人贈封皆一品¹²

公諱は夔、字は兪臣、別字は漁臣、姓は徐氏……曾祖諱は雲上、妣は何、祖諱は光楚、妣は羅、考諱は国搢、妣は羅、公の長子樹銘の官を以て、曾祖考妣は二品を贈され、祖考妣自り公と夫人とに至るまでは、贈封さること皆な一品。

とあり、徐葵の兄である徐夔（一八〇三〜一八七九）の長子、すなわち徐国搢・羅氏夫婦の孫の徐樹銘の官によって一品を贈封されたことが知られる¹³。この徐樹銘（一八二四〜一九〇〇）は、字を伯澂

（伯澄）・寿衡といい、道光二七年（一八四三）の進士。中央の重職を歴任し、官は最終的に工部尚書にまで至ったが、「八十双寿叙」に「閣学を以て少司馬を撰し」とあるように、咸豊五年（一八五五）より「双寿」を祝賀した咸豊七年（一八五七）四月の時点では、内閣学士兼兵部右侍郎を授かっていた¹⁵。誥封に関しては、徐樹銘自身の墓誌銘である「清故誥授光禄大夫工部尚書徐公墓誌銘」（『澗園遺集』巻首）にも、

公會祖光楚、祖国搢、父夔、皆積德累仁、隱居不仕、以公貴封贈一品

公の曾祖の光楚、祖の国搢、父の夔は、皆な徳を積み仁を累ね、隱居して仕えず。公の貴を以て一品を封贈さる。

と見える。ちなみに、李寿蓉の「寿徐笏亭先生八十双寿」では、父の徐夔（字兪臣）のことを、

長孫伯澄為兪臣光禄子

長孫の伯澄は兪臣光禄の子為り。

と、「兪臣光禄」と表現し、曾熙も徐夔の伝に「光禄大夫漁臣徐公家伝」と題しているが、これら「光禄」あるいは「光禄大夫」とは、誥封一品の恩典として与えられた官職名である¹⁶。このように、徐国搢・羅氏夫婦は、孫の徐樹銘によって恩典を与えられたわけであるが、「寿徐笏亭先生八十双寿」には誥封の件以外にも、

天子在位七載、歲丁巳先一歲十一月、吾鄉伯澄閣部、奉天子命
佐修玉牒、召見殿廷、垂問家世、伯澄具對、臣祖父母明年八十、
臣父五十有五、奉祖父母林下、天顏怡然、歸述同列、人人榮之

天子在位の七載、歲丁巳の先一歳の十一月、吾が郷の伯澄閣部、
天子の命を奉じて玉牒を佐修す。殿廷に召見され、家世を垂問
さる。伯澄具さに対えらく、臣の祖父母、明年年八十、臣の父、
五十有五、祖父母を林下に奉ぜんとす、と。天顏怡然たり。歸
りて同列に述ぶ。人人之を榮とす。

と、徐樹銘が咸豐六年（一八五六）、皇族の族譜である玉牒の編纂
に従事したことにより咸豐帝に召見され、直々の垂問に、祖父母が
ともに八〇歳を迎える旨を答え、咸豐帝を喜ばせるという榮譽に浴
している。これらの件に関しては、何紹基も「八十双寿叙」で、

寿衡已歷踐華資、以閣學撰少司馬、派修玉牒、声光炳然、誉望
日起

寿衡、已に華資を歴踐し、閣学を以て少司馬を撰し、玉牒を派
修す。声光炳然たりて、誉望日に起く。

と、徐樹銘の華々しい近況を述べている。また、何紹基は徐樹銘と
の関係について、

哲孫寿衡為庶常、余為教習師、其作官韻賦甚敏捷、議論通達朗
弁、侃侃有条理、以廷試高等、由編修擢官允、典試西川、咸豐

壬子、余奉命督蜀学、寿衡亦視学山左

哲孫寿衡、庶常と為り、余は教習の師と為る。其の官韻の賦を
作ること甚だ敏捷、議論通達は朗弁、侃侃として条理有り。廷
試高等を以て、編修由り官允に擢され、試を西川に典す、咸豐
壬子、余、命を奉じて蜀学を督し、寿衡も亦た山左に視学たり。

と、道光二七年（一八四七）、徐樹銘が進士に登第して翰林院庶吉
士となったとき、翰林院編修であった何紹基が指導係である教習に
就いたこと、咸豐二年（一八五二）、何紹基が四川学政に赴任した¹⁸
とき、徐樹銘も山東学政に赴任した¹⁹ことにも触れている。そして「八
十双寿叙」が記す徐氏一族との交流は、何紹基本人以外にも、

哲嗣雲渠以優行貢成均、吾弟子敬拳鄉試、為同年

哲嗣雲渠、優行を以て成均に貢し、吾が弟の子敬は郷試に挙げ
られ、同年と為る

と、道光一四年（一八三四）、徐榮が貢生の一つである優貢に選ば
れて国子監に入った同じ年に、何紹基の弟の何紹祺（一八〇一〜一
八六八・字子敬）が郷試に合格したこと、また詳細は不明ながら、

先生女夫張雨農捷礼闈、雲渠考取官学教習、皆出先文安公門下

先生の女夫の張雨農礼闈に捷し、雲渠は官学教習に考取さる。
皆な先の文安公の門下より出す

と、徐国措の娘婿の張雨農（未詳）と徐棻がともに何紹基の父である何凌漢（一七七二～一八四〇・諡文安）の門下生であったことにもまで及んでいる。以上のように《鳳誥対聯》は、

与余通家交契、次第嬋媿、晷矩重規、若有固結而不可解者如此

余との通家交契は、次第嬋媿し、晷矩重規たりて、固く結して解く可からざる者有るが若きこと此の如し。

と、何紹基と徐氏一族三代にわたる交流を背景にして制作されたのである。なお、「双寿」の祝賀である以上、何紹基と直接接触のあった徐国措に宛てた作品も当然制作されたと推測できる。

第二章 作品の書風

次に、《鳳誥対聯》の書風について考察する。本作は、向勢の結体を基調とした顔真卿書法の影響色濃い楷書作品である。各字の結体は、明らかに顔法のそれで、例えば「寿」【図4】の、横画に比して縦画を太くし、横画の収筆に強く筆圧をかけて右斜め下の方向に押さえ込む姿は、《多宝塔碑》を髣髴とさせる。何紹基が幼少期より、父である何凌漢の薫陶を受け、顔真卿を温習したことは夙に知られているが、自ら

少壮時、喜臨坐位帖、廷对策亦以顔法書之（『東洲草堂文鈔』

卷一一題跋「書旧臨争坐位帖後」）



【図4】《鳳誥対聯》「寿」字

少壮の時、坐位帖を臨するを喜び、廷の对策も亦た顔法を以て之を書す。

というように、科挙に挑んでいた頃は、もっぱら顔法によって揮毫していたようである。そこで、館蔵何紹基作品のうちから比較的若い頃に揮毫したと考えられる楷書作品を選び、《鳳誥対聯》と比較してみる。

作品情報²⁾

資料番号…4 A—0383

資料名…楷書八言対聯（本論では《典冊対聯》と称する）

形状…対聯

材質…紙本

本紙法量…各三二五・〇×五七・八cm

积文

■本紙【図5】

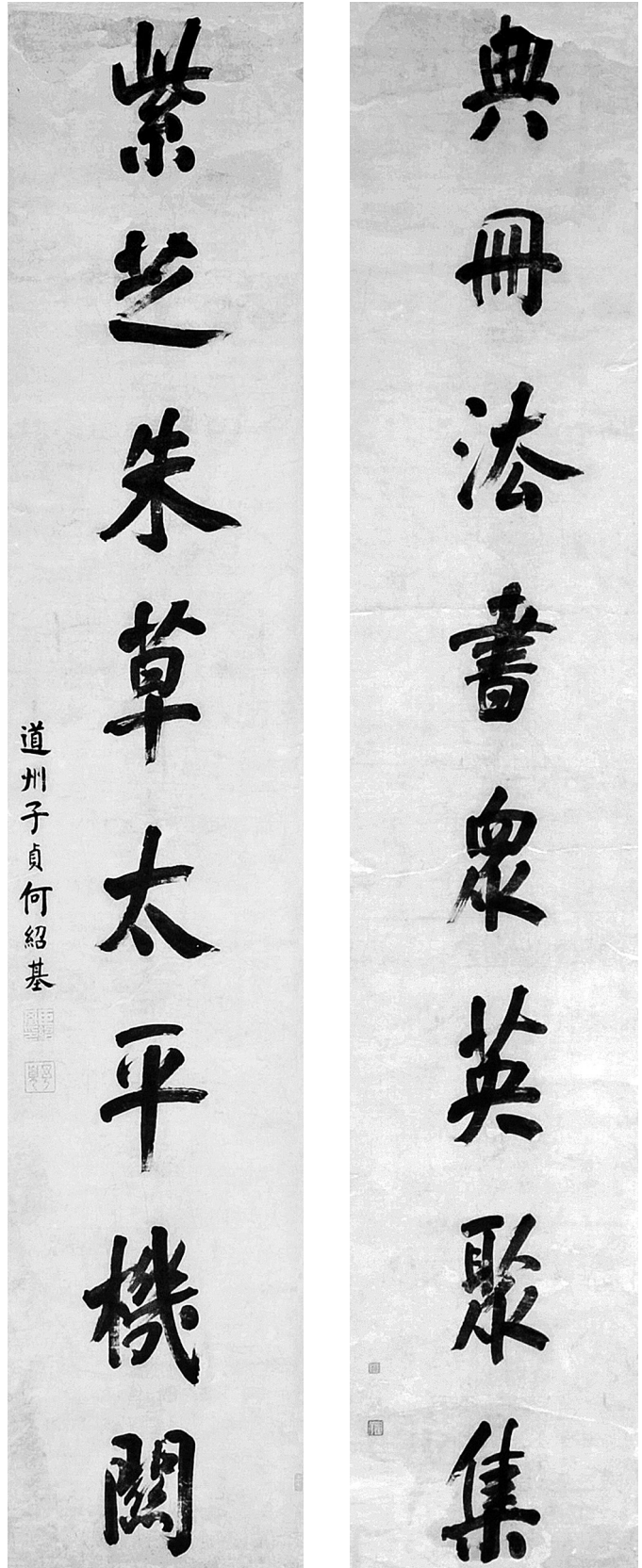
・本文



【図6】《典冊対聯》「冊」字



【図7】《典冊対聯》「太」字



【図5】何紹基《典冊対聯》

道州子貞何紹基



典冊法書衆英聚集

紫芝朱草太平機関

下款

道州子貞何紹基

印記

「臣紹基印」(白文)

「子貞」(朱文)

本作は、純然たる顔法書風の大作で、「冊」【図6】などに見える向かい合う線が外にふくらむ向勢の結体、藏鋒による丸みを帯びた起筆と、「法」「朱」「太」【図7】の筆先を割るように払う終筆といった、

顔法楷書の特徴である「蚕頭燕尾」の筆法がよく表れている。そして本作と同じ内容・書風の作品が湖南省博物館にも二件収蔵されており、未公開ながら、そのうち一件は道光二〇年（一八四〇）に制作されたことがわかるとい²³う。もし、館蔵の《典冊対聯》が同じ時期に制作されたものだとすれば、何紹基数えて四二歳、翰林院編修に任じられていた頃となる²⁴。何紹基は道光一六年（一八三六）に三八歳で進士に及第すると、教習であり、「南北書派論」「北碑南帖論」の提唱者であった阮元（一七六四～一八四九）の影響から、北朝の金石文すなわち北碑の書と、その系統を継ぐ北派の書に関心を持つようになったが、《典冊対聯》などを見る限り、その影響は現れておらず、四〇代のこの時期はまだ純然たる顔法書風であったと考えられる。そしてその書風に変化がみられるようになるのは、北碑・北派の書を学んでその要素を融合し、特に懸臂回腕の筆法を身に付けてからである。何紹基は道光二七年（一八四七）、

従未臨道因碑、冬間忽發此興、每日晨起臨十紙、得百八十字、汗流肱背矣、真消寒妙法也（「致李仲雲信」湖南省博物館藏）

従りて未だ道因碑を臨せざるも、冬間忽に此の興を發し、毎日晨起して十紙を臨し、百八十字を得たり。汗肱背に流れ、真に消寒の妙法なり。

と、四九歳で北派に属する唐・歐陽通「道因法師碑」を習い始めた。また、咸豊七年（一八五七）に自身が所有する「張黒女墓誌」に跋して、

余既性嗜北碑、故摹仿甚勤、而購藏亦富、化篆分入楷、遂爾無種不妙、無妙不臻、然適厚精古、未有可比肩黒女者、每一臨写、必回腕高懸、通身力到、方能成字、約不及半、汗浹衣襦矣（『東洲草堂金石録』卷四「跋魏張黒女墓誌拓本」）

余、既に性北碑嗜む。故に摹仿甚だ勤め、而して購藏も亦た富めり。篆分を化して楷に入れ、遂爾に種として妙ならざる無く、妙として臻らざる無し。然れども適厚精古なるは、未だ黒女に比肩す可き者有らず。一たび臨写する毎に、必ず回腕高懸し、通身の力到りて、方能に能く字を成す。約は半ばに及ばずして、汗衣襦を浹す。

と述べるように、「張黒女墓誌」をはじめとする北碑の臨書に際しては、必ず懸臂回腕法を用いるようになったという。そして《鳳詒対聯》が咸豊七年、五九歳の作であるならば、そのような書風の変化が反映されていると考えられる。そこで《典冊対聯》と《鳳詒対聯》の筆線を比較すると、前者は、終始太く重厚であるが、後者には処々に細く引き締まった線が混在している。これは、北碑・北派の書、特に欧陽通の「道因法師碑」を学んでその筆法を融合したためと考えられる。また、両者の「門」【図8・9】を比較すると、前者の第六画目の縦画は速度あるスムーズな書きぶりであるが、後者のそれは、運筆にやや渋滞があり、筆線が内側に巻き込み気味となっている。このような傾向は、「膺」【図10】や「精」【図11】の「月」部分の右縦画、「神」【図12】の第九画目の縦画などにもみられ、さらに「鳩」【図13】の「鳥」の第九画目転折部分にいたっては、運筆に難渋して細かく震えているように見受けられ

る。このような特徴は、肘を高く挙げて手首を内側に抱えるようにして筆を持つ懸臂回腕の筆法の影響と思われる。²⁶⁾《典冊対聯》と《鳳詒対聯》とは、同じ顔法の結体をとる楷書作品であっても、顔法一



【図12】《鳳詒対聯》「神」字



【図10】《鳳詒対聯》「膺」字



【図8】《典冊対聯》「闕」字



【図13】《鳳詒対聯》「鳩」字



【図11】《鳳詒対聯》「精」字



【図9】《鳳詒対聯》「門」字



【図15】「茶陵譚光鑑藏書画記」
(22×23mm)



【図14】何紹基《鳳詒対聯》題簽

辺倒であった四〇代と、北碑・北派の書を学び、懸臂回腕の筆法を用いた五〇代以降とは、書風に異なった特徴が看取できるのである。

第三章 作品の旧蔵者

《鳳詒対聯》には、題簽【図14】が付されており、「瓶齋秘笈」と記されている。また本紙には、「茶陵譚光鑑藏書画記」【図15】という印が捺されている。これらをもとに、本作の旧蔵者を探ると、まず「瓶齋」とは、譚沢闔である。譚沢闔（一八八九～一九四七）は、字を祖同、号を瓶齋、室名を止義齋といい、湖南茶陵の人。兄であり、民国期の政治家であった譚延闓（一八八〇～一九三〇）とともに書で知られた。その書は、翁同龢（一八三〇～一九〇四）・何紹

基の学習を経て、顔真卿に至ろうとしたもので、何紹基に関して、収蔵にも富んだという。題簽からは、《鳳誥対聯》が譚沢闔の旧蔵品であったことがわかったが、さらに彼が題簽で「晩年精品」と評している点も注目し値する。譚沢闔が《鳳誥対聯》の制作背景を知っていたとすれば、七五歳まで生きた何紹基の五九歳の作品を「晩年」と評することはいささか不自然なようにも感じる。とすれば、やはりその書風からおおまかに「晩年」と判断したのではなからうか。既述のように、比較的若い時期である四〇代の何紹基楷書は、純然たる顔法書風であったが、《鳳誥対聯》には五〇代以降の書風の要素が見えている。何紹基を学んだ譚沢闔の目からすれば《鳳誥対聯》は「晩年」作に映ったのかもしれない。いずれにせよ重要なのは、譚沢闔が《鳳誥対聯》を若年期の作とはみなしていなかったことである。

次に、「茶陵譚光鑑蔵書画記」印であるが、これは譚光の鑑蔵印である。譚光⁽²⁸⁾(一九〇二〜一九七七)は、字を仲輝といい、譚沢闔・譚延闔の甥である。復旦大学を卒業後、民国政府に出仕し、孔祥熙(一八八〇〜一九六七)の秘書でもあった。解放後は貿易会社に勤めた。《鳳誥対聯》に譚沢闔の旧蔵を示す題簽とともに、譚光の鑑蔵印が捺されている事実は、おじである譚沢闔のコレクションを譚光が引き継いだことを示しているよう。

結語

本論では、何紹基作《鳳誥対聯》の制作背景を、彼の「八十双寿叙」等の記事を参照して辿り、咸豊七年(一八五七)、何紹基数えで五九歳のときの作と結論付けた。また、顔法をもっぱらとしてい

た四〇代前半の作例である《典冊対聯》と比較した結果、北碑・北派の書の学習と、懸臂回腕の筆法の影響を見出すことができた。そして、本作が譚沢闔と譚光の旧蔵を経て、観峰コレクションに入ったことも確認した。

最後に、《鳳誥対聯》制作時に何紹基が置かれていた状況から、彼の心情を推し量って結びとする。咸豊五年(一八五五)、五七歳の何紹基は、同年四月の上奏文の内容を咎められて罷免となり、官界を去った。その後西安・江蘇などに遊び、咸豊六年(一八五六)、山東の済南にて濼源書院の主講となった。そして翌咸豊七年三月、済南から北京を訪れ、半年ほど滞在している。徐樹銘が長沙で徐国楮・羅氏夫婦の八〇歳の「双寿」を祝ったのは、まさにこの時期であり、この間の状況を何紹基自身は「八十双寿叙」で、

余既以言事謫官、蕭散游恣、今暫入春明、觚棱在望、未獲重与
国論、寿衡已歷踐華資、以閣学撰少司馬、派修玉牒、声光炳然、
誉望日起

余既に言事を以て官を謫され、蕭散として游恣し、今、暫く春明に入る。觚棱望に有るも、未だ重ねて国論に与るを獲ず。寿衡、已に華資を歴踐し、閣学を以て少司馬を撰し、玉牒を派修す。声光炳然たりて、誉望日に起く。

と、官を罷免され、寂しく各地を歴遊して首都北京に着いたが、もはや政治に参与することはできない自分と、かつて「同官」であった徐菜の甥・徐樹銘の華々しい経歴を対比するように述べている。官を去った後の何紹基は、ややもすれば自由気ままな歴遊の人生を

送ったように評価されるが、「八十双寿叙」からは、忸怩たる心情が透けて見えるようである。また、

雲渠者、即能作擘窠書之童子也、入詞林、改官内閣、日習院体書、書未能進於古、余甚惜之

雲渠は、即ち能く擘窠の書を作すの童子なり。詞林に入り、官を内閣に改められ、日々院体の書を習い、書未だ能く古より進まず。余甚だ之を惜む。

と、若年時に大字の揮毫で見せた書才が進歩していない徐棻のことを遠慮なく批判するが、あるいはこれも嫉妬に近い感情の裏返しと見るのは穿ち過ぎであろうか。

〔注〕

- (1) 観峰館夏季企画展『何紹基—清朝巨匠の書—』令和三年六月二十九日(土)～八月二十九日(日)開催。
- (2) 咸豊八年(一八五八)、六〇歳作の「衡洞図」(5b-1015)と、同治三年(一八六四)、六六歳作の「蘇軾偃松屏賛并序八屏」(4A-0405)。
- (3) 『李寿蓉集』文存上(岳麓書社 二〇一一)所収。
- (4) 『同治長沙県志』巻二人物二にも「徐国摺……咸豊七年与其配羅夫人年俱八十祝寿者」とある。
- (5) 徐国摺に関しては、『同治長沙県志』、李寿蓉「寿徐笏亭先生八十双寿」、曾熙「光祿大夫漁臣徐公家伝」、尋霖・龔篤清主編『湘人著述表(二)』(湖南人民出版社 二〇一〇)を参照。
- (6) 以下、何紹基の動向に関しては、『中国書法全集七〇 何紹基』(榮宝齋 一九九四)、浅見錦龍編『何紹基の書法』(二玄社 一九九五)の年

譜等を参照。

- (7) 徐棻に関しては、『大清宣宗成皇帝実録』、『同治長沙県志』、曾熙「光祿大夫漁臣徐公家伝」、譚仲池主編『長沙通史』近代編(湖南人民出版社 二〇一三)、趙祿祥主編『中国美術家大辞典』(北京出版社 二〇〇七)を参照。
- (8) 『大清宣宗成皇帝実録』巻二七道光一五年九月二十六日条に「諭内閣、昨於正大光明殿、覆試本年順天鄉試取中举人……其列入一等之徐棻等十一名……俱著准其中式举人」とあり、また『同治長沙県志』巻二一選舉一挙人にも、道光一五年の恩科举人として徐棻の名がある。
- (9) 『大清宣宗成皇帝実録』および『大清宣宗成皇帝実録』からは、少なくとも道光一八年(一八三八)四月二日から咸豊二年(一八五二)八月六日まで、翰林院編修であったことが確認できる。
- (10) 『大清宣宗成皇帝実録』巻三五道光二二年五月六日条に「己未、引見新科進士、得旨……徐棻……俱著改為翰林院庶吉士」とある。
- (11) 誥封に関しては、『大清会典』巻七吏部封贈参照。
- (12) この記事から、徐国摺の母も羅氏であることが知られるが、『同治長沙県志』巻二六耆寿に「方寿百歳、以曾孫樹銘貴誥贈一品夫人」とあるように、この羅氏は百歳を迎えるにあたって徐樹銘によって一品の誥命を授かっている以上、年代的にも「鳳誥対聯」の贈り先とは考えられない。
- (13) 『同治長沙県志』巻二人物二には、「以子棻孫樹銘貴豊膺」とあり、徐国摺・羅氏夫婦は徐棻・徐樹銘の二世代によって誥命を授かっていたことがうかがえる。
- (14) 徐樹銘に関しては、『清史稿』巻四四二徐樹銘伝、『同治長沙県志』、「清故誥授光祿大夫工部尚書徐公墓誌銘」、龔劍華編『中国美術家人名辞典』(上海人民美術出版社 一九八一)、趙祿祥主編『中国美術家大辞典』(北京出版社 二〇〇七)を参照。
- (15) 『大清宣宗成皇帝実録』巻一六咸豊五年三月一四日条に「以翰林院侍講学士徐樹銘為内閣学士」と、また同巻二四咸豊六年一二月四日条に「内閣学士徐樹銘、署兵部右侍郎」とある。
- (16) 『同治長沙県志』巻二選舉二褒封の「光祿大夫」の項には、「以孫樹銘貴」

- として徐国摺とともに、「以子樹銘貴」として徐夔の名が挙がっている。
- (17) 『同治長沙県志』巻二「選舉一進士には、道光二七年の進士として徐樹銘の名が挙がり、『大清宣宗成皇帝実録』巻四四二道光二七年五月五日条には「引見新科進士、得旨……徐樹銘……俱著改為翰林院庶吉士」とある。
- (18) 『大清文宗顯皇帝実録』巻六八咸豐二年八月六日条に「翰林院編修何紹基、提督四川学政」とある。
- (19) 『大清文宗顯皇帝実録』巻六八咸豐二年八月六日条に「編修徐樹銘、提督山東学政」とある。
- (20) 『同治長沙県志』巻二「選舉二優貢には、「道光甲午年」（道光一四年）の優貢として徐樹銘の名が挙がっている。
- (21) 本論では、必要最小限の作品情報のみとする。より詳しい情報は、瀨川敬也「実施報告 観峰館春季企画展『点は墜石のごとく―顔真卿書法とその継承者たち―』の概要」（『観峰館紀要』第一三号 公益財団法人日本習字教育財団観峰館 二〇一八）を参照。
- (22) 『産経国際書会特別企画 中国湖南省博物館蔵 何紹基展』図録（産経新聞社 二〇〇四）、山西博物院・湖南省博物館編『何紹基書法芸術』（山西出版传媒集团 山西人民出版社 二〇一七）参照。
- (23) 盧莉「何紹基書法在碑学書風發展中的意義」
<https://read01.com/0aJNR.html#Yb24EJzvM8>
- (24) ちなみに、「臣紹基印」の鈴印があることから、皇帝への献上用に揮毫されたもの可能性がある。
- (25) この間の何紹基の動向に関しては、青木正児「何紹基の書学」（『青木正児全集』第二巻所収 春秋社 一九七〇）参照。
- (26) 何紹基の懸臂回腕に起因する特徴については、『中国書法全集七〇 何紹基』所収の「6 行書七言聯」解説参照。
- (27) 譚沢闓に関しては、趙祿祥主編『中国美術家大辞典』、李盛平主編『中国近現代人名大辞典』（中国国際広播出版社 一九八九）参照。
- (28) 譚光に関しては、劉国銘主編『中国国民党百年人物全書』（团结出版社 二〇〇五）、徐友春主編『民国人物大辞典』（河北人民出版社 二〇〇七）参照。
- (29) したがって何紹基は、長沙での慶事には参加していないことになる。恐らく『鳳詒対聯』は送付したか、徐棻を介して贈られたのであろう。すでに指摘したように、「舒母」や「太夫人」と、相手方の母親を示す呼称が用いられていることを鑑みれば、後者の可能性が高いと考える。
- (30) 例えば、『中国法書ガイド57何紹基集』（二玄社 一九九〇）の大野修作解説「済南に寓居して優游自適の生活に入った」や、『産経国際書会特別企画 中国湖南省博物館蔵 何紹基展』の福本雅一「降格を拒否して官を棄て、自由に生きた十八年」など。